

## 「三月革命」と官僚政治の相対的自立性の維持

[革命期における憲法制定過程]

——三月前期のプロイセンにおける

「社会問題」と社会政策および中間層政策の展開 (11)——

川 本 和 良

これまで〔立命館経済学第39巻第4号〕第2回合同州議会における4月8日の選挙法⇒5月1日と8日の選挙⇒プロイセン国民議会の議員構成、について考察してきたのであるが、以下ではプロイセン国民議会を中心に、憲法制定過程と制定された憲法の内容と性格とを、官僚政治の相対的自立性の維持との関連で考察することが課題となる。

そのさい、まず制定された憲法の内容が、君主政原理 (das monarchische Prinzip) を中心に構成されていたのか、または議会中心の原理を中心に構成されていたのか、を検討することから考察を始めたい。官僚政治の相対的自立性の問題はこの問題設定と緊密に関連するからである。

君主政原理の古典的定式は、1818年のバイエルン憲法第2章第1條、「国王は国家の元首であり、国家権力のすべての権利を一身に統合するものであって、国王自身を与え、この憲法において確定された諸規定のもとに、これらの権利を行使する」であり、国家権力が国王のみによって担われることを内容とする<sup>1)</sup>。

これに対して、議会中心主義は、プロイセン憲法の模範とされた1831年のベルギー憲法第25條、「すべての権力は国民に由来する。これらの権力は憲法において確定された方法で行使される」に示された民主主義的、国民的正当性を前提に<sup>2)</sup>、1789年のフランスの『人および市民の権利宣言』〔いわゆる人権宣言〕第16條の古典的規定、「権利の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない」に示されるように、権利の保証と

権力分立を不可欠の内容とする<sup>3)</sup>。すなわち、近代的立憲主義の原理は権利の保障と権力分立を不可欠の要素として有するのであるが、ここでの課題である官僚政治の相対的自立性の問題との関連ではとくに権力分立が問題となる。近代的憲法は民主的に選出された国民代表により構成された議会在が立法権を掌握し、議会在立法に基づいて行政が執行され、行政が立法に基づいて執行されているか否かを司法が監視するという議会在中心の三権分立の規定をもたねばならず、このばあいには官僚政治の相対的自立性の維持はあり得ないからである。なお、ここでは官僚政治の相対的自立性を問題とするので、三権のうち、とくに行政権と立法権に焦点を当てて考察をすすめることにしたい。

ところで1850年1月31日のプロイセン憲法（Verfassungsurkunde für den Preußischen Staat vom 31. Januar 1850）では、王権は国民による委託ではなく、「神の恩寵による（von Gottes Gnaden）」ものとされ<sup>4)</sup>、憲法自体は、1848年12月5日に国王が一方的に、自己の強大な国家権力のうちから付与し、欽定したものを（Verfassungsurkunde für den preußischen Staat vom 5. Dezember 1848, sog., die Oktroyierte Verfassung）、後述するように三級選挙法に基づく議会在で修正したものであって（die revidierte Verfassung）、内容的にはベルギー憲法を模範とした条文を多く含みながらも、形式的には上から与えられたものであった<sup>5)</sup>。また、統治と行政は君主政の手に留保された。大臣は議会在の多数派の代弁者ではなく、国王により任命、罷免され、国王の信頼のみに依存する助言者、助力者であった〔プロイセン憲法第44條、第45條〕。そして両院の議員とともに、すべての国家官僚は国王に忠誠と服従の宣誓をし、憲法の誠実な遵守を誓う〔第108條〕。この点は、「三月革命」を経てもなお官僚政治の相対的自立性が維持される法的根拠を示している。さらに、ベルギー憲法においては、軍隊の徵募方法と定数、軍人の昇進と権利義務等は法律の規定に従うとされたのに対し〔第118、119、122、124條〕、プロイセン憲法では、国王が軍隊に対する司令権を有し〔第46條〕、軍事に関する国王の一切の行為については大臣の副署を必要とせず、いわゆる統帥権（Kommandogewalt）は超憲的な国王の留保権とされ、軍は憲法に対してではなく、国王一身に対して忠誠を誓った<sup>6)</sup>〔第108條〕。

以上のように、プロイセン憲法にあっては、君主の支配が現実の支配であり、大臣や軍人や官僚は支配の道具であって、西欧的自由主義、民主主義に基づく議会主義的統治形態と対置したばあい、国民が唯一の支配権を有せず、O. ヒンツェが指摘するようにプロイセン立憲君主政は「プロイセン・ドイツに特有の」体制であった。<sup>7)</sup>このように、1850年の憲法は、プロイセンに立憲主義を導入したのであるが、それは議会中心の近代的立憲主義とは異なり、君主政原理を中心とする「外見的立憲主義 (Scheinkonstitutionalismus)」, すなわち官僚と軍隊を自己の支配の道具とする「隠された絶対主義 (Krypto-Absolutismus)」であった。<sup>8)</sup>

ところが立法権については、1848年5月20日のカンパウゼン内閣の政府草案においても、7月26日のB. ヴァルデックを委員長とする国民議会の憲法委員会 (die Verfassungs-Kommission) の草案においても、また12月5日の欽定憲法、1850年1月31日の修正憲法においても、ベルギー憲法第26條を模範として、「立法権は国王と二つの議会によって共同で行使される。国王と両院の一致がすべての法律に必要なである」とされ、<sup>9)</sup>君主政原理と議会中心の基本的相違を前提としつつも、プロイセン憲法にはベルギー憲法の多くの條文が含まれていた。したがって、立法権の規定にみられるように、法律的には君主政原理に基づきながらも、現実の歴史の動向次第では、近代的議会中心主義へ移行することも可能な條文が含まれていたのである。まことに、F. ハルツウツクの云うように、「一国の憲政は、……その憲法典の語句によってというよりは、むしろその国の歴史によって、その内部構造、その現実の諸勢力によって規定される」のである。<sup>10)</sup>したがって、以下ではプロイセン国民議会を舞台とする憲法制定過程を、一方で君主的絶対主義時代以来の古い国家体制の担い手、国王、官僚層と、地主貴族より供給される将校団の動向と、他方で「三月革命」期の下からの民衆運動の動向とを視野に入れながら、この二つの動向に挟まれての国民議会と内閣との対応を中心に考察をすすめることにしよう。

1) E.-W. Böckenfelde, a. a. O, 148, 訳, 490~491ページ。

2) Ebd, 148, 訳, 491ページ。なお、ベルギー憲法第25條については、宮沢俊義編

『世界憲法集』岩波文庫，62ページ，をも参照せよ。ベルギー憲法の條文については，同書，58～85ページを参照せよ。

- 3) 樋口陽一『比較憲法 [改訂版]』青林書房，1988年，27ページを参照せよ。なお，『人および市民の権利宣言』については，高木，末延，宮沢編『人權宣言集』，130～133ページを参照せよ。
- 4) F. Hartung, a. a. O., 154, 訳，360ページ。
- 5) E. -W. Böckenfelde, a. a. O., 149, 訳，493ページ。なお，以下の叙述において1848年12月5日の欽定憲法の條文については，Ernst Rudolf Huber (Hg.), *Dokumente zur deutschen Verfassungsgeschichte*, Bd. 1. *Deutsche Verfassungsdokumente 1803-1850*, Stuttgart 1961, 385～394, を参照し，1850年1月31日のプロイセン憲法の條文については，Ebd., 401～414, を参照する。
- 6) E. -W. Böckenfelde, a. a. O., 149～151, 訳，495～499ページ。C. -F. Menger, a. a. O., 130, 訳，184ページ。
- 7) O. Hintze, *Das monarchische Prinzip*, 359. Vgl. E. -W. Böckenfelde, a. a. O., 146, 154～155, 訳，488, 500～501ページ。
- 8) E. -W. Böckenfelde, a. a. O., 157, 訳，504ページ。なお，プロイセン国民議会議会中央左派および「ドイツ新聞」1848年6月8日，159号（*Deutsche Zeitung*, Nr. 159）の言葉では「変装した絶対主義（ein verkappter Absolutismus）」（V. Valentin, a. a. O., zweiter Band, 45. Manfred Botzenhart, *Deutscher Parlamentarismus in der Revolutionszeit 1848-1850. Handbuch der Geschichte des deutschen Parlamentarismus, Im Auftrag der Kommission für Geschichte des Parlamentarismus und der politischen Parteien herausgegeben von Gerhard A. Ritter, Düsseldorf 1977, 519.*）。

ここで，本稿で使用する「外見的立憲主義」の概念について，さらに立ち入った説明を加えておきたい。

F. エンゲルスは「外見的立憲主義」をつぎのように定義する。

「プロイセンには，……いまなお強大な大土地所有貴族のほかにも，比較的若く，しかもことのほか臆病なブルジョアジーがいる。……だが，以上の二階級のほかに，急速にその数を増しつつあり，いちじるしい知的発展をとげ，日々にますます組織性をくわえつつあるプロレタリアートが存在する。したがって，ここには，古い絶対君主制の基本條件である土地貴族とブルジョアジーの均衡とならんで，現代のボナパルティズムの基本的條件であるブルジョアジーとプロレタリアートの均衡も見いだされるのである。古い絶対主義君主制のもとでも，現代のボナパルティズム君主制のもとでも，現実の政治権力は将校と官吏の特殊なカストの手に握られている。……社会の外部に，いわば社会の上に立っているように見えるこのカストの独立性が，社会から独立しているという外見をこの国家に与えてい

る。

プロイセンで……こういう矛盾にみちた社会状態のなかから必然的な帰結として発展してきた国家形態は、外見的立憲主義である。この形態は古い絶対君主制の、今日における解体形態であるとともに、ボナパルティズム君主制の存在形態でもある。プロイセンでは、1848年から1866年までの外見的立憲制は、絶対君主制の緩慢な腐朽を隠蔽し、媒介したにすぎなかった。しかし、1866年以来、とくに1870年以来は、社会状態の変革が、それとともに古い国家の解体が万人のみるなかで、ますます大規模にすすんでいる」と（Friedrich Engels, *Zur Wohnungsfrage*. Marx/Engels, *Werke*, Bd. 18, Berlin 1962, 258~259, フリードリッヒ・エンゲルス『住宅問題』, マルクス=エンゲルス全集, 第18巻, 大内兵衛・細川嘉六監訳, 大月書店, 1967年, 254ページ。なお, Vgl. Friedrich Engels, *Ergänzung der Vorbemerkung von 1870 zu „Der deutsche Bauernkrieg“*, Marx/Engels, *Werke*, Bd. 18, 512~513, フリードリッヒ・エンゲルス『ドイツ農民戦争』1870年版の序文への追記, マルクス=エンゲルス全集, 第18巻, 504~505ページ)。

みられるように、F. エンゲルスは「外見的立憲主義」を古い絶対君主制が解体し、ボナパルティズム君主制へと社会構成が移行するさいの、社会の外部に、いわば社会の上に立っているように見える国家形態として把握している。重点は社会構成の推移に置かれ、引用の前半部分に示されるように、社会構成は階級構成を基礎に構成される。階級は経済的所得を基礎に構成され、階級構成は経済的利害対立を示す（近代資本主義社会にあっては資本家階級の得る利潤、賃金労働者階級の賃金、地主階級の地代の相互関連と相互の利害対立）。したがって、社会構成を基礎に国家形態や政治の動向を説明することは経済決定論、基底還元論に陥る危険性をもっている。国家形態や政治動向の相対的独自性に着目する時、政治構造〔国王の地位との関連における立法、行政、司法の組み立て〕が、行政の担い手である官僚が国王の支配下に置かれているという構造をとるとともに〔本稿では官僚政治の相対的自立性として表現〕、軍隊もまた国王の支配下に置かれていることを表現する「外見的立憲主義」概念の方が適切であると思われる。もとより、本稿では官僚政治の相対的自立性に考察の焦点を絞っているので、「外見的立憲主義」の政治的側面に考察の重点が置かれ、軍事的側面は附随的にのみ取り扱われる。このことは経済的利害対立と政治構造のあり方が、経済や政治の担い手である階級や社会集団や社会層の相互関連を媒介に、相互に作用を及ぼし合い、政治や社会や経済の動向に重大な影響を与えることを否定するものではない。

本稿では、「外見的立憲主義」を、その政治的側面では、西欧的自由主義、民主主義を基礎とする議会主義的統治形態との比較を基準として、憲法に基づく立

憲主義には相違ないが、その憲法が君主政原理を中心としているがゆえに、近代の立憲主義である議会中心主義ではない、すなわち立憲主義ではあるが議会中心主義ではなく、君主政原理に基づくという意味で外見上だけの立憲主義として理解し、これに先述の軍事的側面を加えて「隠された絶対主義」として理解することにした。

なお、法的には、「外見的立憲主義制度 (ein scheinstitutionelles System)」は、1850年1月31日のプロイセン憲法における将来の執行立法の留保 (Vorbehalt zukünftiger Ausführungsgesetzgebung) [第5條 (個人的自由), 第26條 (教育制度), 第113條 (出版の自由), 第30條 (結社法), 第36條 (国内暴動にさいしての武力の使用), 第61條 (大臣の責任=大臣が憲法侵害, 汚職, 背信を行ったさいの議会決議による起訴), 第65/66條 (上院の構造), 第69, 72條 (下院の選挙区域と選挙法), 第101條 (租税優遇), 第104條 (会計検査院)] が満たされなかったという憲法の約束の不履行と大臣責任法 (Ministerversantwortlichkeitsgesetz) の欠如でもって根拠づけられている (Günther Grünthal, Grundlagen konstitutionellen Regiments in Preußen 1848-1867. Zum Verhältnis von Regierung, Bürokratie und Parlament zwischen Revolution und Reichsgründung, in, Gerhard A. Ritter (Hg.), Regierung, Bürokratie und Parlament in Preußen und Deutschland von 1848 bis zur Gegenwart, Düsseldorf 1983, 42. なお、著者は42ページの註6において、55/56 (Bildung I. Kammer) としているが、65/66の誤りである)。以上の条文は基本的人権と権力分立にかかわるものであって、政治的には議会中心主義か、君主政原理か、にかかわるものと理解してよいであろう。

ところで、E.-W. ベッケンフェルデは、西欧的議会主義的統治形態との比較を基準としないで、ドイツ憲法史の歴史的連続性に基づく正当性の見地に立って、1850年のプロイセン憲法公布からワイマール共和制に至るまでの時期を君主政統治から国民主権への一連の妥協に基づく継続的移行期として捉える (E.-W. Böckenfelde, a. a. O., 159, 160, 訳, 507, 509ページ)。すなわち、E. R. フーバーのいう君主制原理と代議制原理を結合して両者を止揚する一つの独自の政治形式 (Ernst Rudolf Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 3, Stuttgart 1963, 13~20) ではなく、二つの政治形式の力のバランスが認められる中間状態として理解する (E.-W. Böckenfelde, a. a. O., 158~159, 訳, 506~507ページ)。この中間形態が立憲君主政という形態をとるのであるが、その出発点は啓蒙絶対主義みずからが開始した内在的発展、君主自身の統治と君主による解放の所産としてのプロイセン一般国法とプロイセン改革であった。もとよりフランス革命とナポレオン支配といった外的刺戟の重要性を否定してはいないが、E.-W. ベッケンフェルデは内在的発展の見地に立って考察をすすめる (Ebd., 149, 訳,

492ページ）。

1850年のプロイセン憲法もこの延長線上で理解され、君主の現実の支配が立憲主義的変容を受け、立憲主義的に制約されたとして、つぎの四点を指摘する。①君主が憲法に拘束され、国家権力の所属と行使の区別が無意味であって、君主と国民代表とは実質的に同格、同権であり、紛争が生じたばあい、無媒介に対峙した点、②ビスマルクは憲法紛争の過程で、後述するように欠缺説（Lückentheorie）を唱えたが、1866年の戦勝の後、議会に事後承認要請（Bitte um Indemnität）を出して紛争を終結させ、北ドイツ連邦憲法を経て、1871年以降のドイツ帝国において、自由主義的予算権が永続的な勝利を得た点、③大臣の、議会主義的答責性ではなく、立憲主義的答責性（eine konstitutionelle, nicht eine parlamentarische Verantwortlichkeit）の存在、④19世紀において、君主政原理に正当性を与えたすべての理論、とくに王権神授の観念（das Gottesgnadentum）は無内容なものとなり、ある種の政治的機能を果すにすぎなくなっていたこと（Ebd., insbesondere III）。

E.-W. ベッケンフェルデと本稿での理解の相違はつぎの二点である。第一は、前者がドイツ憲法史の連続性の見地に立つのに対し、本稿では西欧的議会主義的統治形態との比較の見地に立ち、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世の時代に姿容を整えるに至った君主的絶対主義が、一般国法の制定を経て、フランス革命の政治的側圧、アポレオンの制圧下に余儀なくされた上からのプロイセン改革により官僚的絶対主義に転化し〔議会制度としては土地所有を基準に身分制的に選出される1823年設立の州議会〕、「三月革命」の下から衝撃のもとで外見的立憲主義に移行し〔議会制度としては不平等、間接、公開の三級選挙法に基づく下院と、貴族院（Herrenhaus）としての上院〕、プロイセンの征服により形成されたドイツ帝国の基礎に外見的立憲主義が据えられた後〔ドイツ帝国の議会制度としては普通、平等、秘密、直接選挙に基づく帝国議会（Reichstag）〕、「十一月革命」を経てワイマール共和国において議会主義的統治形態に転ずるが、この過程は連続的なものではなく、「十一月革命」により君主政原理から議会中心主義に移行するのであって、ここに法律、政治制度の前近代から近代への、断絶による変革を設定する点にある。F. ハルツウンクも、1866年7月3日のケーニヒグレッツの戦勝の後の憲法紛争の終結〔1862年以降ビスマルクの行った法律上の予算なしの才出に関する議会の事後承諾〕でもって、「立憲君主制というプロイセン国家独特の性格も定まった。そしてこの性格が君主制崩壊の日まで維持されたのである」と述べている（F. Hartung, a. a. O., 160～161, 訳, 371～372ページ）。なお、ナチ独裁制は「十一月革命」以前の負の遺産の延長線上で理解され得る（ワイマール共和国における議会の衰退が官僚制の君主制的、国家主義的伝統により強められ、国防軍は依然として保守主義と国家主義の要塞であり、ヒトラーそのも

のも軍の産物との指摘については、Vgl. F. Neumann, Behemoth, 29, 33, 訳, 28, 32ページ)。

第二の相違は、E.-W. ベッケンフェルデがドイツ憲法史の連続性を、啓蒙絶対主義みずからが開始した内在的発展の所産として理解するのに対し、本稿では、下からの西欧における民主主義の展開への上からの対応として捉える点である〔君主的絶対主義⇒フランス革命への対応としての官僚的絶対主義への転化⇒フランス二月革命、オーストリー三月革命の影響のもとで発生した下からのプロイセン三月革命への対応としての外見的立憲主義への転化〕。もとより、外的刺激により転化する契機が内在的に形成れさせていた点を否定するものではないが、E.-W. ベッケンフェルデとは逆に、内在的契機よりも外的刺激への対応が重要である点に相違がある。

なお、1889年（明治22年）に公布された大日本帝国憲法は、自由民権運動の高揚期における人民の憲法要求を鎮めるために、アメリカ、フランス流の憲法を排して、ドイツの憲法、そのなかでも比較的立憲主義の強いプロイセン憲法よりも、バイエルン、ヴェルテンベルグの比較的君権主義の強い憲法を模範として、これに日本の前近代的な国家思想を結びつけた、非立憲的岩倉綱領の延長線上で欽定された点については、家永三郎『歴史のなかの憲法』上、東京大学出版会、1977年、54～58ページを参照せよ。また、大日本帝国憲法の公布でもって確立した天皇制統治機構の形成過程については、後藤靖『自由民権—明治の革命と反革命』中公新書、1972年、の簡にして要を得た秀れた叙述を参照せよ。

- 9) 1848年5月20日の政府草案の条文については、Vgl. Verhandlungen der Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung, Sitzungen 1-39, Berlin 1848. Nachdruck mit einer Einleitung von W. Schubert, Band 1, Liechtenstein 1986, 1～6（以下、Verhandlungen, Band 1, と省略して引用）。また、7月26日のB. ヴァルデック案については、Vgl. Ebd., 589～592。
- 10) F. Hartung, a. a. O., 155, 訳, 362ページ。

憲法制定の作業は1848年5月22日開会のプロイセン国民議会においてなされることになるのであるが、まず3月13日から5月22日までのベルリンの状況を振り返っておこう。

3月13日、民衆と軍隊の最初の衝突⇒3月15日、いわゆる「市民防衛委員会（Bürgerschutzkommission）」結成。頑固な超保守的軍事派（Militärpartei）である皇太子ヴィルヘルム、ギースハイム（Giesheim）、ゲルラッハ兄弟と国王、相

互に矛盾した意見を述べる助言者（Berater）の間での論争⇒3月18日，ウィーンの革命の報を受けての国王の約束〔検閲廃止，第2回合同州議会の召集，憲法と連邦の改革（Bundesreform）〕。歓呼する民衆の宮殿前へのデモに対する衛兵（Wachmannschaft）の発砲と死傷者〔230名の死者の90%が手工業職人と労働者〕＝ベルリンでの内乱（Bürgerkrieg）⇒3月19日，すべての軍隊にベルリン退去命令⇒3月21日，退去完了。ホーエンツォレルンは国民の先頭に立つと告知（eine königliche Proklamation）。6,000人の武装した市民が秩序回復に当る⇒3月29日，キャンプハウゼン，ハンゼマン内閣成立⇒4月2日，第2回合同州議会開会〔プロイセン国民議会召集決議と選挙法制定〕⇒5月22日，プロイセン国民議会開会。

以上のように，ウィーンと同様，ベルリンにおいても，保守派の流れは弱まり，民衆運動を背景に自由派よりむしろ民主派や共和主義者の流れが強かったのであるが，ここで留意すべき点は，旧秩序の権力の担い手が，麻痺状態に陥ったとはいえ，民衆への忠誠の枠外で維持されつづけた点である。つまり，①王朝は倒れず，②軍隊はベルリンを退去したが，武装解除されないで，国王の将校団のもとに置かれ，3月18～21日の屈辱にもかかわらず，自意識が強化され，③官僚政治と司法も権限の核心を狭められることなく，「日常の支配（Herrschaft im Alltag）」を持続し，④農村貴族の伝統的意識をもつ権力エリートも力を奪われることなく存続した<sup>1)</sup>ことである。このように保守派が勢力を挽回する基盤は残されたとはいえ，革命期にあっては民衆運動に押されて，自由派より民主派の勢いが強かったのであった。

この点はプロイセン国民議会の議事の進行にも反映する。プロイセン国民議会における党派は以下の如くであった。

左派（die Linke）。厳密な議会主義原理に基づいた，国民主権の基礎上での一院制を主張。そのさい，左派の多数は君主に対してせいぜい共和主義的大統領の地位を意図。しかし，この点では，後述するようにフランクフルト国民議会との対立の過程で左派内部において見解の相違が生じた。左派の最強の指導者はB. ヴァルデック。その他，J. ヤコビ（Johann Jacoby），検事 J. D. H. テメ

ェ (Staatsanwalt J. D. H. Temme), 判事補 G. ユンク (Assessor Georg Jung), 印刷所主ベレンツ (der Buchdruckereibesitzer Berends), シュレージエンの上席教諭シュタイン (der schlesische Oberlehrer Stein), ラインラント人デスター (Rheinländer d'Ester) 等。ミリュースホテル (Hotel Mylius) が拠点。

右派 (die Rechte)。少数で弱体。G. v. フィンケ (Georg von Vincke) と F. リヒノウスキイ (Felix Lichnowsky) はフランクフルト国民議会へ。O. v. ビスマルク-シェーンハウゼン (Otto von Bismarck-Schönhausen) は議席なし。グライフスヴァルトの教授 E. バウムシュタルク (der Greifswalder Professor Eduard Baumstark), A. ライヘンスペルガー (August Reichensperger) 等。

中央派 (die Mitte)。右派の弱体が中央派分裂の原因となる。本来中央派は三月所得の党派 (die Partei der Märzerrungenschaften) であり、プロイセン立憲国家の実現に協力し、遵法の政府を志向すべきであって、この道を踏み外しはしなかったが、フランクフルト国民議会における中央派のように、上述の目標について全く同意見ではなかった。

中央左派 (die linke Seite des Zentrums)。誠実な議会主義的党派で、変装した絶対主義 (ein verkappter Absolutismus) にも共和主義国家形態にも敵対。指導者は C. ロードベルトゥス (Carl Rodbertus-Jagetzow) で著名な経済思想家。その他、後の農業大臣ギールケ (Gierke), H. シュルツェーデーリッチュ (Hermann Schulze-Delitzsch), カトリックの牧師 v. ベルク (Kaplan v. Berg), 検事 J. v. キルヒマン (Julius v. Kirchmann) 等が属し、ウンター・デン・リンデンのミーレンチュホール (Mielentzscher Saal, Unter den Linden) が拠点。

中央右派 (die rechte Seite des Zentrums)。中央左派と異なる点は、適度で、円滑な作用をもつ法律を要求したことで、30人から40人の間の人数からなり、国民議会の最も重要な決定が権威主義的結果をもたらすのか、民主主義的結果をもたらすのか、のキャスティングボートを握っていた。かれらが党派の千遍一律を排して、弾力的に、自由に思考するが、内心では右と結びつく傾向をもちつつ「あれもこれも („Sowohl-als auch“)」の行動をとったからである。指導者は後の国民議会議長 H. V. v. ウンルー (Hans Victor v. Unruh) [初代は I. ミルデ (I.

Milde), ついで W. グラボウ (Wilhelm Grabow)] であり, 経済思想家であった C. ロードベルトゥスとは法律家, 官僚, 政治家として個人的に対立関係にあり, ド・ルシーホテル (Hotel de Russie) を拠点とする。後の国民自由党 (Nationalliberale) の前身<sup>2)</sup>。

以上のように, プロイセン国民議会の党派のうちで, 右派が少数で弱体であり, 民主派が比較的強力であった点に, 「三月革命」期プロイセンの状況が反映しているとともに, 名望家議会の様相を呈したフランクフルト国民議会に対して, 「下層民議会」と称せられた根拠が示されている。フランクフルト国民議会が政治的アカデミーに似ていたのに対し, プロイセンのそれは政治クラブに近かったのであった。したがって, 前者においては議員が重要人物であり, 精神的資質も近似し, 穏健な中庸へと収斂する傾向をもったのに対し, 後者では左派志向の中央派と左派の力と創意が優勢を示す傾向をもったのである<sup>3)</sup>。

両者の相違はつぎの点にもあった。フランクフルト国民議会は行政に対する立法の古典的圧力手段である租税協賛権と予算議決権 (das Steuerbewilligungs- und Budgetrecht) をもたず, 社会的, 経済的領域, 行政, 司法, 軍事における直接的補助または改革の方策を樹立する権限が欠如していた。したがって, 憲法討議は民衆の懸念や願いから凶らずも距離を置いた平面において再三再四進行したのであった。暫定的中央権力 (die provisorische Zentralgewalt) も直接的行政課題をもたず, ドイツ連邦諸邦の一般的安全と福祉, ドイツの全武装兵力に対する最高指揮権 (Oberbefehl), 外国に対するドイツの国際法上の代表および商業政策上の代表の権限をもつが, その執行は, 国家権力のすべての行政的権力手段を依然として行使した各邦に割り当てられた。したがって, 国民議会との関係では, 議会制度の根本思想に添って, 内閣の人的構成および行政活動の一般原則は国民代表の多数意志に添わなければならなかった。

プロイセン国民議会のばあいは, これと全く異なり, カンプハウゼン, アウエルスヴァルト, プフェールの各内閣と絶え間のない緊張にみちた対決をしなければならなかった。また, 最初から非常に広汎な活動領域を引き受け, その活動は狭義の憲法審議に限定されなかった。首都における暴動と繰り返し対決

し、選挙民からの夥しい請願を取り扱ったので、議員はフランクフルトのばあいよりも革命期の政治的、社会的運動と緊密に連繫した。とくに民主派議員は、軍事、司法、行政において古い精神、古い人間、古い規則が支配する限り、革命の所得は確保され得ず、最良の憲法を作成したとしても相対的価値しかもち得ないとの意識が強かった。それゆえ、後述するように、かれらは古い構造の根本的改革を目的とする多くの質問と提案を大臣に対して行なったのである。プロイセン政府は、国民議会の左派と対決したのみでなく、多数統治の制度（System der Majoritätsregierung）を徹頭徹尾信奉してはいたが、国王と側近党（die Kamarilla）と政府の立場をめぐり、また軍事、司法、行政における古いプロイセン的伝統と構造をめぐりつねに斗わなければならなかった。<sup>4)</sup>

このようにプロイセン政府は国民議会左派と国王および側近党と対立することになるのであるが、伝統的勢力の後退した革命期に最初に対決しなければならなかったのは民衆運動であった。それが三月前期の「社会問題」の延長線上に位置していたからであり、これと対決するため、自由派を中心としながらも古プロイセン的貴族指導層を加えた異質の構成をもつ三月内閣<sup>5)</sup>は、既述のザイベルの意見、すなわち国家権力と市民層のうちの財政的基盤となる知的勢力との「公然の、完璧な、実際に則した同盟」を求めて、最初から王権（die Krone）との妥協の道を歩んだのである。国民議会は「合法（Gesetzlichkeit）の地盤」に立ち、その活動は立憲君主制のための憲法を王権と協定して制定することに限定されなければならないと政府は考えた<sup>6)</sup>〔協定原理（Vereinbarungsprinzip）〕。したがって、国民議会は、フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世が1815年の閣令（Kabinettsordre）によって憲法を約束した5月22日に、国王の臨席と開院式の勅語（die Thronrede）でもって、「プロイセン憲法の協定のための議会（Versammlung zur Vereinbarung der Preußischen Staats-Verfassung）」として開会されたのであった。このことは協定原理とともに、プロイセンの立憲的発展は古プロイセン立法から派生し、「法の基盤（Rechtsboden）」と「法の連続（Rechtskontinuität）」に基づくものであって、革命の所得ではないことを意味し、後に政府と国民議会との衝突の原因となるのである。<sup>7)</sup>

5月22日に国民議會に提出された政府草案は、三月運動により初めて作成されたものではなく、1830年にすでにハンゼマンが構想した西ヨーロッパ方式の憲法案にしたがって、かれが作成した原案（*der erste Vorentwurf*）を骨子としていた。それはベルギー憲法の忠実な模写ではあったが、多くの特徴的な欠陥と変更を含んでいた。まず、変更点として、1814年の王政復古のフランス憲法（*die Französische Charte von 1814*）によって君主権が強化された。すなわち、上院（*die Erste Kammer*）は皇太子、国王により任命された議員、間接選挙により選出された議員から構成され〔第38條〕、被選挙権者は40才以上、年純所得2,500ターラー以上かまたは国家への納税額300ターラー以上の者とされた〔第39條〕。さらに君主制強化のために国王により二三の変更が加えられた〔国王により任命された議員の世襲制（第38條2項）、法規（*Rechtsnorm*）としての皇室典範（*die königliche Hausgesetze*）の承認（第29條）等〕。立法権については、ベルギー憲法が「すべての権力は国民に由来する」〔第25條〕としたうえで、「国王、代議院および元老院が、共同して、これを行う」〔第26條〕としたのに対し、政府草案では「執行権は国王のみに帰属する」〔第21條〕としたうえで、「国王と二つの議會により共同で行使される」〔第36條〕とされ、国王に絶対的拒否権（*das absolute Veto*）が与えられた。つぎに、欠如したのは、選挙権、市町村制度、国民皆兵等についてであった。<sup>8)</sup>

国民議會の大多数は協定理論に賛成であり、フランス革命時の憲法制定議會（*Consituante*）を想定していたが、左派の民主派は国民主権の基礎上的の議會中心主義の立場に立っていた。その背後に革命、国民主権、民衆の三月所得の保持、の立場から協定原理に反対する民衆運動があった。左派は国王の開院式の勅語に反対し、政府草案に対しては二院制に反対し、上院の被選挙権者を年純所得と国への納税額で制限することにに対し金権政治的構成（*eine plutokratische Gestaltung*）と非難した。また、国王の絶対的拒否権と議會の弱い立場に対しては自由派の一部ですら反対があった。さらに、政府草案は、6月3日の第9会期において、中央左派のC.ロードベルトゥスが指摘したように、①財産の自由、②営業令、③市町村制度、④租税制度、⑤選挙法、⑥王領地と国

王の特権的收益権（Domänen und Regalien）、⑦ 教会と国家との関係、⑧ 公教育、⑨ 防衛制度、⑩ すべての行政官僚の責任の規定、を欠如していた。したがって、国民議会の多数は政府草案に不満であり、後述するように憲法草案は国民議会の憲法委員会で改めて作成されることになる。しかし、内閣は協定原理について議会多数派と一致したのみでなく、左派の反対した開院式の勅語につづく上奏文制度（das Institut der Adresse）に対しても、討議の末、国民議会は圧倒的多数でもって上奏文委員会（eine Adreßkommission）の設置を決めたのである。こうして政府は最初の議会制度における勝利を<sup>10)</sup>克ち得た。

ところで、国王は立憲君主の役割に気がすすまず、キャンプハウゼンへの手紙において、大臣をかれの命令を遂行する助言者および家臣（Ratgeber und Diener）と看做し、大臣の責任を引き合いに出して国王の命令を拒否したり、全閣僚が一致して国王に対抗したり、信任問題で国王を圧迫したりするならば個人的侮辱と看做す、と書いた。さらに、国王は憲法問題では差当り殆んどのばあい譲歩したのに対し、ポーランドにおいて指揮を取ったコロムブ將軍（General Colomb）の恩給つき勇退（vorzeitige Pensionierung）への内閣の一致した要求を、内閣と国民代表が立法国家において軍事問題に対していかなる範囲で影響を及ぼし得るのか、また内閣と国民代表による国王の統帥権と軍事制度一般へのすべて干渉を断固として禁止するのか、という鋭い原則上の問題に国王がした時に、内閣の危機が高まった。ハンゼマンとアウエルスヴァルトは、国王が譲歩しないならば、職を退くと脅迫したが、この問題は未解決のまま留<sup>11)</sup>まった。このように政府は、一方で古い絶対君主の観念を堅持しつつけた国王と対決つつ、他方で5月30日の国民議会におけるキャンプハウゼンの演説を契機に国民議会とも対立するに至る。

この日、キャンプハウゼンは、国民議会の開会は革命に基づくものではなく、第2回合同州議会の決議に基づいており、古いものと新しいものとの間のきずなは切れてはいないので、国民議会の国法上の権限は合法的起源をもつ、と演説した<sup>12)</sup>。民主派議員は、この演説を革命の価値を低める挑戦と受け取り、6月4日に民主派の学生の提案した「三月革命」の戦死者の眠るフリードリッヒス

ハイン（Friedrichshain）の墓地へのデモに参加した後、6月8日に民主派議員ベレンツが「国民議会は革命を正当に評価して（in Anerkennung der Revolution）、3月18日と19日の戦士が祖国に十分に貢献したことを議事録に明記しよう」との有名な提案を行なった。<sup>13)</sup> 国王は、この提案が国民議会を通過すれば直ちに国民議会を解散すると脅迫したのに対し、ハンゼマンは審議と決定のために内閣に時間を与えられるように乞うた。閣議（der Ministerrat）では、6月8日夕方に至ってもなお、原理問題の処理についても、原理そのものについても、内部での一致をみるに至らなかった。外相 v. アルニムは「立憲的に例のない、不可能」事として、内閣の改造と自己の退任を表明したのであった。<sup>14)</sup>

国民議会における討議は6月8日に始まり、賛否の意見が交互に述べられた。カンプハンゼンは、革命の意義を否認しないが、フランス革命のように恐怖の怪物を背負うことなく、法的力の完全な転覆を避け、国王との協定の道で正当な憲法を制定することが任務であると述べた。<sup>15)</sup> 国民議会多数派は討議の過程で内閣の危機を感じ、6月9日のツァハリエ（Heinrich Albert Zachriä）の提案によって妥協の道を求めた。かれは、現在の国法上の状況が国王の賛成と結びついた大3月事件（die große Märzereignisse）に負っていることに高い意義を認めながらも、国民議会は3月事件の評価を判断するのではなく、王権との協定による憲法の制定を任務とするので、議事日程に入ることを提案したのである。かれは、そのさい革命という言葉を慎重に避け、事件という言葉を使用した。<sup>16)</sup> この提案は196票対177票で可決され、政府と国民議会との決裂は回避された。<sup>17)</sup>

カンプハウゼン内閣の命とりとなったのは、民衆運動と国民議会における憲法委員会（Verfassungskommission）の形成であった。

ベルリンにおいて民衆は政府と国民議会多数派、とくに自由派に対して不満であった。ベルリンではデモにつぐデモで、市民の生活は困窮し、多くの住居は借り手がなく、家賃も三分の一に低下し、外交官も新たな爆発にさいして人質になるのではないかと恐れている、とバイエルン大使は5月から6月初めにかけてベルリンの状況を報告している。こうした状況のなかで、業者や手工業親方等の財産所有者は「安寧と秩序の回復（Wiederherstellung von Ruhe und

Ordnung)」を求め、軍隊撤去後のベルリンの治安維持に当たった市民軍 (Bürgerwehr) も、5月には部分的に労働者も採用されていたのであるが、財産と社会秩序の守護者に転じ、国民武装を否定するに至る。R. シュターデルマンのいう「世論逆流の法則 (Gesetz des Stimmungsrückfalls)」である。労働大臣 v. パトフ (Erasmus Freiherr von Patow) はベルリンで働いている土木工事人夫 (Erdarbeiter) を市外へ遠去けようとしたのであった。<sup>18)</sup>

ベレンツ提案と討議の行なわれた6月8日と9日に、民衆は国民議会議場、声楽アカデミー (Singakademie) の前で「革命の正当な評価 (Anerkennung der Revolution)」を求めてデモを行ない、9日に民主派の民衆は会議場に侵入し、議長ミルデに多数派の態度に対する弁明を求めた。多数派は「主権在民の議員 (Abgeordnete des souveränen Volkes)」であるという理由でもって回答を拒否したので、民衆は憤激して右派の数名の議員と大臣 v. アルニムを暴力的に声楽アカデミー前に引き出した。この事件に対して「特別の暴動法 (ein besonderes Tumultgesetz)」を發布すべきか否かについて政府内で対立が生じ、国王は右よりの内閣の結束を求めたのであった。他方、民衆運動は王立武器庫 (das königliche Zeughaus) 襲撃でもって頂点に達した。その経過は以下の通りである。

6月14日。午前中、ブランデンブルグ門と王宮前で労働者、手工業者と警官、市民軍との衝突⇒夕方、国民の小部分のみが武器を所有することに不満な民衆が武器庫前に集結。武器庫内に歩兵一中隊 (eine Kampanie Infanterie)、武器庫前に市民軍一部隊 (eine Abteilung Bürgerwehr) ⇒8時に市民軍司令官が警報を鳴らす⇒民衆からの投石と市民軍の射撃⇒労働者2名死亡、2名重傷⇒市中にバリケードが構築され始め、深夜武器庫侵入⇒歩兵一中隊退去⇒民衆は武装するも、武器の使用法を知らない⇒武器庫から出た民衆を市民軍と反動的学生が再び武装解除。以上の事件は政府に打撃となり、カンプハウゼン内閣の発した後備軍3大隊 (die Landwehr der drei Berliner Bataillone) の召集が政府最後の仕事となったのであった。<sup>19)</sup>

カンプハウゼン内閣のいま一つの打撃は憲法委員会の形成であった。国民議

会の審議は5月22日に政府の憲法草案とともに提出された議院規則<sup>20)</sup> (Provisorische Geschäfts-Ordnung für die zur Vereinbarung der preußischen Staats-Verfassung berufene Versammlung) の検討から出発した。5月25日の第2会期 (Zweite Sitzung am 25 Mai 1848) の投票検査 (Wahlprüfung) に始まり、6月3日の第9会期において8つの部会 (Abteilung) のメンバーを決定<sup>21)</sup> し、武器庫襲撃事件の翌日、6月15日の第16会期において、政府提出の憲法草案を検討するための委員会を、各部会より2名の議員を選出して形成するC. ロードベルトゥス提案を、ヴァクスムート (Wachsmuth) とB. ヴァルデックの修正提案により、各部会より3名選出、24名よりなる憲法委員会を形成し、政府草案を検討して新草案を作成し、それを各部会で審議して、中央委員会 (die Centralkommission)<sup>22)</sup> を通じて総会 (das Plenum) に提出することを決定した。既述のように、国民議会の多数は政府草案に不満であったからである。これは国王の署名した政府草案の拒否であり、政府が国民議会において確固たる地盤を喪失したことを意味した。政府は国民議会の中央派からの入閣により政府支持の多数派工作を試みたが失敗に帰し、国民議会から間接的不信任を受ける結果となった。これにフランクフルト国民議会におけるオーストリーのヨハン大公の帝国摂政への選出 [後述]、シュレスヴィッヒとポーゼン問題に加えて、閣内でのとくにキャンプハウゼンとハンゼマンの性格と意見の不一致が重なり、6月20日にキャンプハウゼン内閣は退陣に追い込まれたのである。<sup>23)</sup>

こうして憲法制定は国民議会においてなされることになるのであるが、それは6月23日から27日にかけてのバリの反乱の鎮圧の結果、革命期から反革命期へと移行した状況のもとで遂行されることになる。<sup>24)</sup> つぎに、反革命期の考察に入るに先立って、2点に注目しておきたい。

- 1) Vgl. H. -W. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte 1815~1848/49, 720~723.
- 2) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 44~46. なお, Vgl. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 441~453. また, 民主派の政治思想については, 末川清「三月革命期における民主派の政治思想」立命館文学, 第375・376号, 1976年9・10月号を参照せよ。

- 3) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band 42, 44.
- 4) M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 15 ~ 17. なお、議院規則（Geschäftsordnung）により、議員提出の法律案（Gesetzesvorschläge）または緊急とみなされた提案（Antrag）〔第26條〕は、総会（Plenum）において朗読されねばならず、修正動議（Amendements）と同様〔第43條〕、朗読の前後の規定はないが、最少10名の議員の支持を必要とした。その他の提案は、議長により所轄の専門委員会（Fachkommission）または請願委員会（Petitionausschuß）へ行くよう指示された〔第27條〕。質問（Interpellationen）は、国民議会在緊急と認めない限り、当該会期（Sitzung）以前に書面で告知し、議長により議事日程（Tagesordnung）にのせられなければならない〔第28, 29條〕（M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 495~496）。
- 5) Ebd., 28.
- 6) Illustrierte Geschichte der deutschen Revolution 1848/49. Berlin 1988, 145.
- 7) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 42, 46~47. Illustrierte Geschichte, 105.
- 8) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 46, 47, 290, 291. Illustrierte Geschichte, 145.
- 9) Erich Marcks, Bismarck und die deutsche Revolution 1848-1851. Aus dem Nachlaß herausgegeben und eingeleitet von Willy Andreas. Stuttgart 1939, 45. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 47. Illustrierte Geschichte, 145. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 538. C. ロードベルトゥス提案については、Vgl. Verhandlungen, Band 1, 89.
- 10) Verhandlungen, Band 1, 68~71. Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 66. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 518~519.
- 11) M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 519~520. なお、国王は政府の憲法草案に対して譲歩したが、それはいやいやながらの賛成であった。そのさい、国王がとくに嫌悪感をもったのは、上院（die erste Kammer）の構成についてであった。この点については、Vgl. Ebd., 536~537.
- 12) カンプハウゼン演説については、Vgl. Verhandlungen, Band 1, 52~53.
- 13) ベレンツ提案については、Vgl. Ebd., 156.
- 14) M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 520.
- 15) Vgl. Verhandlungen, Band 1, 158.
- 16) Vgl. Ebd., 169.
- 17) 以上については、Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 67~68. Illustrierte Geschichte, 145~146.
- 18) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 48. R. Stadelmann, a. a. O., 146, 訳, 203 ページ。Illustrierte Geschichte, 148~149. なお、市民軍の成立から解体に至る

- 過程については、川越修『ベルリン 王都の近代一初期工業化・1848年革命』ミネルヴァ書房、1988年、160～182ページを参照せよ。
- 19) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 51, 69～71. Illustrierte Geschichte, 149～150. なお、武器庫襲撃事件およびベルリンの民主派組織との関係については、若原憲和「48年革命におけるベルリン民衆運動—6月14日兵器庫襲撃をめぐって—」西洋史学, 128号, 1982年, を参照せよ。
- 20) 議院規則草案については, Vgl. Verhandlungen, Band 1, 4～6.
- 21) 8つの部会のメンバーについては, Vgl. Ebd., 91～93.
- 22) Vgl. Ebd., 197～203.
- 23) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 71～72. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 521. Illustrierte Geschichte, 150. なお、国民議会の中央派は「革命の正当な評価」に賛成し、ツァハリエの提案に反対の投票をしていたので、中央派からの入閣を拒否した (M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 522)。
- 24) V. ヴァレンティンは、全ドイツの民衆運動の推移を基準として、「三月革命」を5段階に区分している。(1) 革命の前史 [解放戦争⇒1830年の民衆運動⇒40年代の本来の準備期], (2) 最初の勃発と外見的勝利 [1848年3月と4月の革命と6月までの展開], (3) 社会革命的, 国民主義的威嚇とその結果としての反革命の開始 [6月から11月まで], (4) 第2の勃発 [1848年11月から1849年4月], (5) 反革命の勝利 [帝国憲法をめぐる斗争, 1849年4月から7月まで] (V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 545～547)。

ここでは、官僚政治の相対的自立性の維持を憲法とその制定過程の検討を通じて明らかにすることを課題としているので、革命期、反革命期、その後、の3段階に区分し、その内部では内閣の交代を軸として考察をすすめることにしたい。革命期 [カンプハウゼン内閣], 反革命期 [アウエルスワルト内閣⇒プフェール内閣⇒ブランデンブルク内閣とプロイセン憲法の制定], その後 [1850年1月31日以降]。

第一の注目点は、創設されるドイツ国民国家内部におけるプロイセンの地位をめぐるプロイセン国民議会とフランクフルト国民議会との対立である。そのさい、自由派のみでなく民主派も矛盾した行動をとった。民主派のばあい、プロイセンの自意識と使命意識 (Preußische Selbst-und Sendungsbewußtsein) に基づいて、一方でフランクフルト国民議会の上位の権威を原理的に承認しながら、他方でその決議に反対する権利を要求するという矛盾した態度をとり、帝国撰

政（Reichsverweser）設置のさいには、ハプスブルク王国のもとにプロイセンが格下げになることに反対して、プロイセン愛国主義、いな、プロイセン君主政への志向すら表明したのであった。自由派もまた、かれらの友人であるプロイセン選出のフランクフルト国民議会自由派議員が、ドイツ国民国家内部においてプロイセンが特別のアイデンティティを維持するというプロイセン国民議会の要求を看過し、一連の決議においてプロイセンの利益を傷つけたと繰り返し非難したのであった。

民主派と自由派の矛盾した行動の基礎には、プロイセン国民議会が国民主権の正当な機関なのか、またはパウロ教会に体现している全体に対するドイツ国民の一部を形成するのか、という問題が横たわっていた。この問題から発する緊張は両国民議会の召集以前にすでに伏在し、両議会召集後、さまざまな争点をめぐって顕在化し、秋に民主派がプロイセン国民議会をパウロ教会に対する民主主義的平衡錘にしようとした時に主導権争いへと発展し、12月初めにプロイセン国民議会が解散させられるまでつづいたのである。<sup>1)</sup>

ここでは革命期を取り扱うので、差当り以上の問題を、5月22日のプロイセン国民議会の開会とともに生じた、プロイセン憲法とドイツ憲法との関係をめぐる問題と、カンプハウゼン内閣退陣直後に生じた、帝国摂政問題を取り上げて、民主派に焦点を当てて考察しておきたい。議会主義的立憲君主制憲法の制定を志向したプロイセン国民議会の弱点と矛盾とが民主派に焦点を当てることにより最も鮮明になると考えるからである。

プロイセン国民議会の開会に対して、世論のなかに、ドイツ憲法が制定されるまで召集を延期すべきである、との声があった。フランクフルト国民議会の選挙準備を監視するための常設機関として、準備議会により設置された50人委員会（50er-Ausschuß）は、4月25日に、各邦における憲法制定議会は帝国憲法（Reichsverfassung）が完成した後に初めて召集されねばならない、と決議した。カンプハウゼン内閣はこの決議を深く心に留めてはいたが、プロイセン憲法を制定するという3月の国王の約束を、帝国憲法の完成まで延期することはできないと判断した。5月22日の開院式の勅語では、ドイツの統一は確固不動の目

標であると述べたうえで、フランクフルト国民議会の成果を喜んで待つが、プロイセンにおける憲法制定の緊急の必要がそれを許さないと述べて<sup>2)</sup>、プロイセン国民議会に対するフランクフルト国民議会の決議の上位の効力（eine übergeordnete Geltung）を明言することを、注意深く回避したのであった。<sup>3)</sup>

こうした事態の推移のなかで、フランクフルト国民議会は5月27日にラヴォー（Raveaux）提案をめぐる討議の結果、50人委員会の決議を緩和するに至った。

穏健左派に属するケルン選出の議員ラヴォーは、パウロ教会における5月19日の第2会期にフランクフルトとプロイセンの両国民議会に選出された議員は両方の議席が容認されなければならない、と提案した<sup>4)</sup>。これをめぐる討議において二重議席が問題ではなく、個々の領邦政府と国民議会に対するフランクフルト国民議会の主権（Souveränität）が問題となった。すなわち、帝国憲法と一致しない領邦の憲法の諸規定は即座に無効であるとの見解と、諸邦の基本法が帝国憲法と一致したものに修正されなければならないとの見解が対立した。

予備協議委員会（der vorberatende Ausschuss）の多数は後者に賛成であり、委員会を代表してヴェルテンベルクの3月大臣レーマー（Römer）が、第8会期の5月27日に総会において強調したのは、各邦の憲法の修正は帝国憲法の制定まで延期されなければならないが、オーストリーとプロイセンでは「さまざまな障害となる内部諸関係の調整のために憲法制定国民議会が直ちに召集されることが必要である」ので、各邦の議会（Landtag）の開催に反対の通告がなされてはならないという点であった<sup>5)</sup>。しかし、すでに委員会で主張されていたヴェルナー（Werner）の妥協提案が採用された。それは、各邦の議会と憲法制定議会の召集には賛成できないが、極左の主張に対してはドイツ憲法の無制限の優位を主張することを断念し、委員会多数派の意見に対しては「制定された全体の憲法と一致しないドイツ諸邦の憲法のすべての規定は、前者の基準にしたがってのみ有効と看做されねばならないが、その時まで存続する効力は妨げられない」というものであった<sup>6)</sup>。

プロイセン国民議会左派は、第12会期の6月7日にベーンシュ提案（Antrag

Behnsch)によりこれと同調した。すなわち、ドイツ憲法の完成後、プロイセン憲法の「最終決議 (Endbeschluß)」を行なうが、それまでに革命により獲得した諸権利と自由を定着させるための国家基本法(憲法)を作成し得るとしたうえで、両議会の間恒常的な結び付きを維持するための委員会の設置を提案したのである。<sup>7)</sup>委員会設置については特別の緊急性が認められないで、この提案は部会に送られて審議されることになった。<sup>8)</sup>こうして民主派はドイツ憲法完成に至るまでのプロイセン憲法制定作業と制定された憲法の有効性を主張することにより、両議会の対立の妥協点を求めたのであった。しかし、両議会の対立はカンプハウゼン内閣退陣直後に生じた帝国摂政問題で先鋭化し、民主派は矛盾した行動をとるに至る。

フランクフルト国民議会は6月28日の法律 (das Gesetz vom 28. Juni 1848)により暫定的中央権力 (die provisorische Zentralgewalt) を設置し、ガーゲルン (Gagern) の「大胆な手際 (kühner Griff)」にしたがって、オーストリー大公ヨハン (Erzherzog Johann von Österreich) を君主制の神聖な帝国摂政に選出した。<sup>9)</sup>プロイセン国民議会の民主派は第26会期の7月7日にヤコビ提案 (Antrag Johann Jacoby) によりこの問題を議事日程 (Tagesordnung) にのぼせた。提案の内容は、無答責な暫定的帝国元首の設置 (die Einsetzung eines unverantwortlichen vorläufigen Reichsoberhauptes) を否認することにより、パウロ教会の左派に同調するとともに、他方、しかしこのような決議を行なうフランクフルト国民議会の権限を明白に承認することにより、この決議に対するプロイセン政府の留保を拒否するというものであった。<sup>10)</sup>プロイセン政府が、第25会期の7月4日に、承認文書 (Anerkennungsschreiben) によって、フランクフルト国民議会による中央権力の設置には非常な躊躇でもってのみ賛成するが、今後類似のばあいの先例としないと告知していたからである。この文書では、さらに戦争と平和に関しては国民議会が必然的に関与するという規定を、いかなるばあいにも国民議会の事前の賛成を必要とするものではない、と解釈すると述べた。<sup>11)</sup>

ヤコビ提案の最初の部分は創出されるドイツが共和制でなければならないか、立憲君主制でもよいのか、という問題であり、第2の部分はフランクフルト国

民議会の主権（Souveränität）をめぐる問題であった。<sup>12)</sup>この提案をめぐる、第17、18会期の7月11日と12日の2日間、原則討議（Grundsatzdebatte）がなされた。そのさい、第2の部分に関して、例えばv.キルヒマンのように、プロイセンが統一ドイツの一つの州の地位に下降し、「プロイセンが破滅したとしても、わたしは恐れない。プロイセンの住民、種族（die Geschlechter）は存続するし、幸福だと感じるであろう」という意見をもつ二、三の議員が左派と中央左派に存在したが、総じてすべての党派ともプロイセンの下降には反対であった。<sup>14)</sup>

ところで、この討議の過程でヤコビ提案の非一貫性、すなわち一方でパウロ教会の最高決定権を強調し、他方でパウロ教会による帝国摂政選出に反対すること、に対して非難があげられた。<sup>15)</sup>その弁明に立ったB.ヴァルデックは、ヤコビ提案の第一の部分は共和国か、君主国か、という問題であり、フランクフルト国民議会の権限を否定しようとしているのではなく、プロイセン国民の名前における「警告的呼び掛け（ein warnender Zuruf）」であり、第二の部分はプロイセン政府がフランクフルト国民議会の決議に疑念を表明した点への反論である、と述べた。プロイセン政府が、中心点を確立するというフランクフルト国民議会の権利を否定し、34の領邦の同意が必要であると主張するならば、一つの軍隊、一つの共同の艦隊、共同の外交の形成が不可能になるからである。

ついで、かれは、宣戦布告にさいして、緊急のばあいには、フランクフルト国民議会の関与の必要なし、とするプロイセン政府のいま一つの留保をつぎのように論難した。この留保の結果、「われわれは帝国摂政の権力をなお増大させ、われわれやドイツ国民議会在が何も言い得ないで、緊急のばあいには自己の意志で宣戦し、不得策な戦争に巻き込む権利を与えようと欲するのか。諸君、これは政策であるかも知れないが、ドイツの、いわんやプロイセンの政策ではない。われわれは、長い間ドイツのために圧倒的勝利をもたらした劔を喜んで国民会議のふところに入れ、ドイツの中央元首（der Zentral-Oberhaupt）に喜んで引き渡そう。われわれはこのことによりプロイセンの武名の基本財産を減少しはしない、否、それを増大するのである。しかし、かれの考えだけで宣戦し

得る帝国摂政に、フリードリッヒ大王の劔を委ねようとは思わない。諸君、われわれは明晰であり、不変であり、かつ公明正大であるので、われわれは、つねにドイツの先頭に立ち、ドイツの統一を独力でもたらし得る国民であることを確信しよう。わたしは提案に賛成である<sup>16)</sup>と。

激しいブラボーの声とともに終わったこの演説において、B. ヴァルデックは、プロイセンとドイツの両方において共和主義の実現を志向する立場から帝国摂政の設置に反対したヤコビ提案を、フリードリッヒ大王の劔をもち出すことにより覆えた。事実、B. ヴァルデックは、自分自身では共和主義者でも、民主派でも絶対君主政派でもなく、安寧（Heil）を中心に自由を理想と考えていたのであるが、フリードリッヒ大王の劔をもち出すことにより、プロイセンの国家、プロイセンの歴史、プロイセンの伝統への忠誠（Treue）を表明し、ハプスブルク君主政のもとへのプロイセンの併合の危機を訴えたのであった。

また、左派内部でも、はるかに右よりであったテメェが強調したのはフランクフルト国民議会の決議はプロイセン人としてのかれの資格において「悲しみとして心に刻まれた」、ということであった<sup>17)</sup>。かれは強いドイツにおける強いプロイセン王国を欲し、王国からプロイセンの領土の一部を分離して、プロイセンを共和国に転化することにも、フランクフルト国民議会在領邦国家の存続に干渉することにも反対した。「ドイツ議会は全体の法律、全体の憲法について決定しなければならないが、プロイセン領邦国家またはドイツ帝国の他の領邦国家の権利に干渉することは許されない<sup>18)</sup>」。但し、かれがドイツ諸邦の君主の主権（Souveränitätsrechte）に干渉しない強力な連邦国家の憲法をどのように心に画いていたのか、については述べなかった。

以上から、もとよりB. ヴァルデックとテメェがプロイセン愛国主義でもって当時のプロイセン国民議会の左派の多数を代表していたのか、またはユンク（Jung）がプロイセンを陪臣格に下降させ、プロイセンを解消することで多数を代表していたのか、を決定することは困難であるが、フランクフルト国民議会、とりわけハプスブルク王国に対して、プロイセン左派内部に、プロイセン愛国主義が存在し、君主政的志向すらもっていたことが、左派とくに民主派の

弱点を形成するとともに、プロイセン国民議会の弱点をも形成し、革命挫折の一要因となったのである。なお、ヤコビ提案は第28会期の7月12日に反対262票、棄権48票、賛成53票でもって否決され<sup>19)</sup>、暫定的中央権力に対するプロイセン政府の留保が間接的に承認されたのであった<sup>20)</sup>。

両国民議会の対立は、反革命期に入っても、8月初めの帝国摂政に対してつぎつぎと忠誠を誓う観兵式（eine Parade mit anschließender Huldigung für den Reichsverweser）をめぐる対立、8月のマルメ（Malmö）の停戦をめぐる対立、10月のポーゼン州のポーランド人居住地域をドイツ国民国家の領域より除外するドイツ憲法規定をめぐる対立、10月末のフランクフルト周辺での結社と集会の自由の停止をめぐる対立、とプロイセン国民議会在が解散させられるまでつづくのである。そのさい、プロイセン国民議会左派は、つねに積極的ではなかったにせよ、いつもプロイセン愛国主義の立場を堅持したのであった<sup>21)</sup>。

第二の注目点は側近党の形成を中心とする、反革命が勝利していく萌芽の形成である。

3月26日にすでに先見の明のある超保守主義思想家、ゲルラッハ兄弟の弟 E. L. v. ゲルラッハ（Ernst Ludwig v. Gerlach）が、公然と保守派全体の糾合運動（eine allgemeine konservativen Sammelbewegung）を呼び掛けた。州議会における自由派の暴動と第一回合同州議会での経験を経て、かれはそれへの対抗物が必要であると考えた。こうして弟を推進者に、ポツダムの兄レオポルト（Leopold v. Gerlach）の住居「黒熊（Schwarzer Bär）」を司令部として側近党の中核が形成されたのである。しかし、かれらは最初は失敗した。

ところで、3月29日のカンブハウゼン内閣の成立に対する保守的な反発がゲルラッハ兄弟を中心とする側近党、すなわち偽作の「内閣」（ein apokryphes „Kabinett“）へと濃縮した時に、保守派の首脳が、情勢に適合した政策を作成し、それを遂行し得る陣地を築くことができたのである。第二回合同州議会が改めて保守派の弱体を露呈した後、結局敵の方法を模倣するというゲルラッハ兄弟の要請がすでに大きな反響を得ていた。しかし、4月と5月の選挙戦の敗北が、これまでの保守派の緩慢ないわば修業過程に終止符を打つことになった<sup>22)</sup>。

すなわち、5月に国王は意気消沈の状態にあった。ヘッセン大使（*der hessische Gesandte General v. Schäffer-Bernstein*）は、5月21日にダルムシュタット宛につきのように報告した。「すべては魔法の一撃のように崩壊した。国王はかろうじて逃走した。……かれはこれまで忌避していたポツダムの市城（*Potsdamer Stadtschloß*）において殆ど顧りみられることのない生活を送っている。かれはベルリンへは一寸留まる予定でやってくる。……殆ど気付かれることなく城へ大臣がやってきて、また戻っていく。国王の才能と勇気への信頼は重々しい失望のなかに沈んでいる。恥辱と内心の叱責が重くかれにのしかかっている。すでにかれは外見においても疲れきっている」と。こうした状況のもとで、国王は5月にサンスージー（*Sanssouci*）に移り、屢々かれの高級副官、レオポルト・ゲルラッハを頂点とする側近党と会合をもつようになった。ドイツの反革命の開始としての7月革命（*die Julirevolution als der Beginn einer diabolischen Revolutionierung Deutschlands*）の準備がここで整えられるのである。

側近党は不幸な国王の気持を誘引するために、シュタイン、ハンデンベルクの農業立法によりプロイセンは「共産主義的に革命化され」、財産を尊重する気風が当時すでに奪われた、との歴史の歪曲を行なった。この結果、フリードリッヒ・ヴィルヘルム一世とフリードリッヒ大王で頂点に達した君主的絶対主義の復活が国王の心に植えつけられた。こうした側近党の後押しにより、国王はかれ自身の内閣に対する、既述のような率直で、抜け目のない宣戦布告の手紙をカンパハウゼンに書いたのである。こうして、「三月革命」により打ちひしがれていた国王は再び勇気を取り戻し、秩序を回復しようと欲し、かれの権力と威厳に陶醉するようになっていった。実際、国王は革命を罪悪と感じ、側近党は毎夕国王が伝説の騎士聖ゲオルクとして悪竜王（*Drache*）を殺さなければならぬと語ったのである。

国王はかれに生じた「不正」について話すようになり、すべてを大臣の責任とした。かれは、大臣が時間を浪費しないため、ポツダムで会おうとしなくなり、カンパハウゼンを解雇すると威嚇しようとした。側近党の説得によりこの考えを撤回したにせよ、国王は自己と自己の使命への信念を強化していった。

そのさい、ビスマルクはなお非常に若かったのであるが、側近党の副官（Adjutantendienste der Kamarilla）の役割を果たしたのであった。<sup>23)</sup>なお、国王の自信は、10月15日の国王誕生日に王権神授説を表明し、10月末には、国王は3月の約束を守り、国民議会との協定により憲法を作成すべきである、とする側近党の考えとも衝突するに至るのである。<sup>24)</sup>以上のように7月以降の反動と反革命の勝利への萌芽が革命期に芽ばえたのである。

反革命の勝利との関係でいま一つ重要なのは、皇太子帰還問題（die Frage der Rückkehr des Prinzen Wilhelm von Preußen）を一主要契機として、とくに5月以降プロイセン各地で右翼団体が形成された点である。皇太子帰還問題の経過はつぎの如くであった。

3月20日、「霰弾皇太子（Kartätschenprinz）」との指弾を受けてイギリスに亡命⇒4月、国王がカンブハウゼンに皇太子の帰国を要求⇒5月8日、閣議（Ministerrat）においてカンブハウゼンが召還（Rückberufung）を決定⇒民主派が抗議⇒5月13日、皇太子がブリュッセルに到着⇒5月14日、「武装した民衆集会（eine „bewaffnete Volksversammlung“）」がシェーンハウザー門（Schönhauser Tor）前で開催⇒5月15日、皇太子が帰国前に新しい立憲的秩序を承認するとカンブハウゼンが説明⇒6月6日、カンブハウゼンが国民議会において、王位継承者である皇太子を召還する提案は政府の義務であり、憲法を確実に、かつ継続的に基礎づける手段の一つとして必要である、と説明⇒6月7日、皇太子のポツダム帰還⇒6月8日、皇太子が国民議会において将軍の服装でガラガラ音を立てるサーベルを着用して短い演説⇒国民議会は国王との協定による憲法の作成と立憲君主制の確立を使命とする⇒右派はブラボー、左派はシーシーと不満を表明。<sup>26)</sup>

そのさい、保守陣営は当然皇太子の帰還を歓迎したのであるが、帰還反対の民衆運動や自由派と民主派の団体（Verein）と対抗しつつ、とくに5月以降各地で右翼団体を形成した。「愛国団体（Patriotische Verein）」、「プロイセン同盟（Preußische-Verein）」等がそれである。こうした地方右翼団体を糾合するために、7月1日に「新プロイセン新聞」、いわゆる「十字新聞」がゲルラッハ兄

弟を中心に発行され、側近党と地方右翼団体が結び付くと同時に、軍隊内で7月以降発行され始めた数々の古プロイセン軍隊精神（der altpreußische Militärgeist）を鼓舞する出版物とが共鳴し、反革命の拠点が構築されるに至るのである。<sup>27)</sup>

以上、反革命期において反革命が勝利する拠点の萌芽が革命期に側近党と地方右翼団体の形成によって作出されたことが、第2の注目点である。このように革命期にすでに革命の挫折と反革命の勝利への萌芽が形成されるのである。われわれはつぎに憲法制定過程を中心に反革命期の考察に移ることにしよう。

- 1) Vgl. M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 14~15.
- 2) Verhandlungen, Band 1. 1.
- 3) V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 42. M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 18.
- 4) Reden für die deutsche Naion 1848/1849. Stenographischer Bericht über die Verhandlungen der deutschen constituierenden Nationalversammlung zu Frankfurt am Main. Herausgegeben auf Beschluss der Nationalversammlung durch die Reductions-Commission und in deren Auftrag von Professor Franz Wigard. Vollständige Ausgabe in IX Bänden neu vorgelegt und mit einer Einführung versehen von Christoph Stoll, Band 1, München 1979, 28. 以下, Sten. Ber. Bd. 1と省略。
- 5) Ebd., 124.
- 6) Ebd., 125. M. Botzenhart, Deutscher Parlamentarismus, 195~196.
- 7) Verhandlungen, Band 1, 137~138.
- 8) M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 18~19.
- 9) Vgl. R. Stadelmann, a. a. O., 122~123, 訳, 169~170ページ。M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 19.
- 10) Verhandlungen, Band 1, 367~368.
- 11) Ebd., 360.
- 12) 7月11日のB. ヴァルデックの演説を参照せよ。Ebd., 416~417.
- 13) Ebd., 445.
- 14) この点は中央左派のC. ロードベルトゥスにも妥当した。かれは、1787/88年以来のアメリカを模範として、各邦議会在ドイツ憲法を承認する権利を要求し、その時まで、少なくともプロイセン政府とフランクフルト国民議会在との間に意見の相違が生じたばあい、プロイセン国民議会在に最終の決定を下す権利が存するこ

とを要求した。また、ヴァイクゼルス（Weichsels）、アルントツ（Arntz）、さらにプロイセンの統一ドイツの一州への下降を認めたv.キルヒマンすらも、フランクフルト国民議会に最高の決定権を認めないで、各邦議会との間の権限の区画にさいしては、プロイセン国民議会の関与権（Mitwirkungsrecht）を主張したのであった（Ebd., 435, 442f, 445f）。

中央右派のドウンカー・コッシュ（Dunker-Kosch）もパウロ教会の主権要求（Souveränitätsanspruch）には留保が必要であると強調し、すべての領邦の個性（Staatsindividualitäten）を解消するような統一ドイツの創設を委任することはできないとの立場をとった。この点はヴァックスムート（Wachsmuth）の演説で表明された（Ebd., 434f）。

右派は、ヤコビ提案にみられる「愛郷心（Lokalpatriotismus）」の断絶要求に反対し、古プロイセンの存続が問題であり、プロイセン国王がドイツの「最大の州の知事（Präfecten der größten Proving）」になることに対して嫌悪を表明した〔v. ザイドウ（v. Sydow）の演説〕（Ebd., 441. なお、以上については、Vgl. M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 19~21）。

- 15) シュナイダー（Schneider）の演説。Verhandlungen, Band 1, 415.
- 16) Ebd., 416~417.
- 17) Ebd., 438.
- 18) Ebd., 439.
- 19) Ebd., 452.
- 20) 以上については、なお、Vgl. M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 14, 19~22. ヤコビの経歴と思想については、Vgl. Biographisches Wörterbuch zur deutschen Geschichte, Begründet von Hellmuth Rössler und Günther Franz, zweite, völlig neuarbeitete und stark erweiterte Auflage, Bearbeitet von Karl Bosl, Günther Franz, Hanns Hubert Hofmann, Zweiter Band, München 1974, 1290~1291. B. ヴァルデックの経歴と思想については、Vgl. W. Schulte, a. a. O., 190, 556~558. ここで、W. シュルテは、V. ヴァレンティンがB. ヴァルデックを共和主義者と述べている点を批判している（V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 44）。
- 21) Vgl. M. Botzenhart, Das preußische Parlament, 22~28.
- 22) Vgl. E. Marcks, a. a. O., 46. H.-U. Wahler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, 727~728.
- 23) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 64~65.
- 24) R. Stadelmann, a. a. O., 148~150, 訳, 205~207ページ。なお、国王が頑固な復古的、守旧的態度を貫ぬこうとしたのに対し、側近党や「十字新聞」、またその延長線上でのブランデンブルク内閣は「革命ならびにその有害な原理や結果に

対する闘争と並んで、同時に事態の新しい秩序に対して積極的態度」をとったのであり、「創造的な反革命」、すなわち本稿における用語で云えば、官僚的絶対主義から外見的立憲主義＝「隠された絶対主義」への移行を推進したのであった。かれらが「単なる反動にすぎず、進歩的にも近代的にもなっていなかったとすれば、20世紀に至るまで、特権的支配者層として自己を保持することは不可能であった」からである。もとより、「政治的な戦術や戦略や精神状態を、公的生活の自由主義的、民主的、国民的な発展傾向に、本質的には外面的かつ日和見主義的に適応させること以上に、決して出ることにはなかった」にせよである。この点の指摘としては、Vgl. H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, 9, 21～22, 訳, 21～22, 49～50ページ。

- 25) Verhandlungen, Band 1, 127～128.
- 26) 皇太子の演説については, Ebd., 154. 以上については, Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 51～53. Illustrierte Geschichte, 144～145.
- 27) Vgl. V. Valentin, a. a. O., Zweiter Band, 229～232. E. Marcks, a. a. O., 46. H.-U. Wehler, Deutsche Gesellschaftsgeschichte, 727～728.